

角倉切後撰和歌集考

立石大樹

はじめに

我が国二番目の勅撰和歌集たる『後撰和歌集』（以下、『後撰集』と略称）の諸本分類は現在、

(一) 汎清輔本系統（二荒山本・片仮名本・伝慈円筆本・承安三年本）

(二) 古本系統（白河切・堀河本・胡粉地切・行成筆本・烏丸切・慶長本・雲州本）

(三) 承保三年本系統（承保三年奥書本・伝正徹筆本）

(四) 定家本系統（無年号A類本・無年号B類本・年号本）の四つに大別することが、通例になつてゐる。⁽¹⁾

しかし、その諸本間における異同、配列の相違等、単なる誤写では説明できないほど複雑であり、(二)の古本系統はまた、一本一本それぞれが、一系統として独立しているというべきで

あり、その関係は容易に説明が付かない、というのが現状である。

その中で、更に『後撰集』の本文を解明していこうとする際、さらに新しい系統の『後撰集』の本文を見ていくことが必要となり、それらを体系化し、諸本分類の再構築が求められよう。

しかしながら、完本という形での新系統の『後撰集』の本文の出現が容易でない状況を考えた際、どうしても古筆切の調査が必要となつてくるのである。

一 角倉切について

『新撰古筆名葉集』の伝承筆者・阿仏尼の項を見ると、「角倉切 四半哥二行雲帟又ハ白帟」と見える。伝承筆者たる阿仏尼は伝承の域を出ないが、元、四半本の『後撰集』の写本から発

生した古筆切の情報が示されている。和歌は二行書き、料紙は雲紙と白紙の交用であるとの書誌が記載される。これは、現在確認される角倉切と一致する。

また、同じく『新撰古筆名葉集』の伝承筆者・園基氏の項を見ると「木曾切 四半古今後撰續古今等哥二行書」と見えるが、実は今日、このうちの「後撰」については、角倉切のツレ（もと同じ写本から切られた断簡）であり、木曾切は角倉切の伝承筆者の異伝であることが確認されている。⁽²⁾

つまり、阿仏尼を本伝、園基氏を異伝として扱ひ、本稿でも通例に従ひ、角倉切の名称で一括して扱うこととする。角倉切の名称については、もともと、角倉素案の愛蔵に因むと考えられている。名物切であることから、早くから古筆愛好家には注目されていたようであるが、注目すべきは、その本文である。今日伝存する『後撰集』は、そのほとんどが、藤原定家の書写校訂本の系統であり、更にその中でも、天福二年三月二日書写の、所謂、天福二年本の系統である。

一方、角倉切の本文を、定家本の本文と比較すると、紛れもなく定家本とは対立する、非定家本の本文を有していることが判明するのである。

このことは、既に指摘がなされているが、早く小松茂美氏は、

四葉の角倉切を確認された上で、定家本に対する一異本としての可能性を示唆しておられる。⁽³⁾その後、杉谷寿郎氏も、七葉の断簡を確認され、

角倉切の本文は、平安時代の流布本群である（二）古本系統の一種と認めてよいようである。

と指摘された。⁽⁴⁾その後、再び小松氏は、二十三葉もの多くを確認された上で、

この「角倉本」は「定家本」ともまた従来知られている別本系統（堀河本）とも異なる、新たに確認された一異本の出現ということになるのである。⁽⁵⁾

と、指摘しておられる。⁽⁵⁾その後、田中登氏はこのような認識の上で、新出断簡の紹介とともに、

今後は、後撰集の諸本分類において、あの白河切や胡粉地切、烏丸切など平安朝書写の古筆切同様に、この角倉切のためにも一つの系統を立てて考えてみる必要があるろう。

と、既に諸本分類の中に体系化されている古筆切三種と、同等の本文研究上の価値があることを指摘しておられる。⁽⁶⁾

本稿では、そうした先行研究の成果を受け、更に伝存する角倉切を考証し、その特質、及び『後撰集』の本文研究上の資料

としての可能性の一端を探りたいと考える。

二 伝存する角倉切とその配列

高城弘一氏は、平成七年九月一日の段階で『古筆学大成』以降、更に確認された六葉の断簡を含め、二十九葉を翻刻紹介された。その後、管見によると更に八葉が確認され、計三十七葉⁽⁷⁾によって本文を見ることが可能になった。次に、各巻ごとに、その書写内容を歌番号で簡単に示す。尚、歌番号は、新編国歌大観番号で示し、その上に角倉切の番号を順に示した。(書写詳細は、付の一覧表参照)。

- ・ 卷第十 (1) 606・607・608 (2) 614・615・616 (3) 662・664・665・666
- ・ 卷第十一 (4) 731・732 (5) 733・734・735 (6) 785・786・787 (7) 788・789
- ・ 卷第十二 (8) 795・796 (9) 799・800・801 (10) 821・820・822・823 (11) 853・854・855
- ・ 卷第十三 (12) 896・897・898 (13) 906・907・908・924 (14) 924・925・926・909 (15) 934・936・937
- ・ 卷第十四 (16) 1001・1002・1003・1004 (17) 1030・1031・1032 (18) 1066・

1067・1068

- ・ 卷第十五 (19) 1106・1107 (20) 1109・1110・1115・1116・1117
 - ・ 卷第十六 (22) 1128・1129・1130 (23) 1132・1133・1134 (24) 1160・1163・1164・1165 (25) 1182・1183・1184
 - ・ 卷第十七 (26) 1208・1209・1210・1211 (27) 1212・1213 (28) 1220・1221・1222
 - ・ 卷第十八 (29) 1259・1260 (30) 1263・1264・1265 (31) 1274・1275・1279 (32) 1278・1281・1282
 - ・ 卷第十九 (33) 1304・1305 (34) 1307・1308・1309 (35) 1323・1324・1325 (36) 1356・1357・1358
 - ・ 卷第二十 (37) 1369・1370・1371
- 以上が、角倉切に見られる書写内容であるが、角倉切の配列は、新編国歌大観の底本である定家本(天福二年本)とは異なる配列を持っている部分はいくつか見られる。以下、その部分について見てゆく。
- まず(3)は、定家本の663番を欠いている。これは、角倉切のみでなく、汎清輔本系統の二荒山本も同じくこの歌を欠いており、誤脱というより、この歌を持たない『後撰集』も存在していた、と考えるべきであろう。
- 一方、(10)の820・821が逆の配列、(13)の909の後に924(14)の

926後に909が来る配列(15)の935を欠く配列、(24)の1161・1162を欠く配列、(31)の1277の後に1279、(32)の1278の後に1281が来る配列などは、諸本にはまったく見られない、角倉切独自の配列である。

特に、(13) (14) は、(13) で、924の詞書まで書かれ、(14) で924の和歌から書き始められていることから、もともと続いてきた部分であるが、908と909の間に、924と926が入っている配列は、定家本だけでなく、その他の非定家本諸本と比べてもあまりにも違い、単なる誤写とは言えずまったく異なる配列である。想像の域を出るものではないが、このような配列の『後撰集』が存在していた、と見ることもできよう。

また、(31) (32) は、歌番号から見て近い部分だが、相当な配列の違いがある。この二葉だけでは、1276・1277・1280が脱落しているように見えるが、この前後のツレが発見されればこの三首も存在している可能性も十分あり、まったく新しい配列を持つ『後撰集』の本文を知ることができる可能性もある。

しかしながら、諸本と比較した際、あまりにも独自配列が目立ち、そのことから未整然な印象を受けるが、そもそも『後撰集』自体、定家本を以ってしても、未整然な配列を持っていることを考えれば、諸本に比べてより整理される前の、古い平安時代の『後撰集』の姿を、角倉切は伝えている可能性が高い、

と考えることも出来るのではないだろうか。

三 角倉切の作者名表記

角倉切が、独自の配列を有していることを確認してきたわけだが、次に、本文上にどのような特質をもっているのかを見ていきたい。まず、作者名表記について、大きく異同のあるものを、図で示したい。

歌番号	角倉切	定家本	角倉切と一致
606	忠総朝臣	忠房朝臣	ナシ
607	藤原助人	藤原輔文	ナシ
615	平時光朝臣	平時望朝臣	ナシ
616	小野小町	こまちかあね	ナシ
665	左近	右近	二・片
734	よみ人しらす	小野遠興かむすめ	ナシ
788	右大臣	左大臣	堀・雲
820	伊勢	ナシ・前歌が伊勢	ナシ
1106	兼輔卿	兼輔朝臣	雲
1129	敦忠朝臣	あつた、の朝臣の母	堀
1164	ナシ	賀朝法師	堀・慶・承・正

歌番号	角倉切	定家本	角倉切と一致
1182	あるし	俊子	ナシ
1183	枇杷右大臣	枇杷左大臣	ナシ
1221	伊勢	ナシ	堀・雲・承・正
1265	伊勢	ナシ	雲
1281	藤原國忠	ふちわらのた、くに	堀・承・正
1323	法皇御製	ナシ	ナシ
1370	少将	太政大臣	安・慶・雲

(諸本略号) ・ 汎清輔本系統 (一↓二荒山本・片↓片仮名本・

安↓承安三年本)

・ 古本系統

(堀↓堀河本・慶↓慶長本・雲↓雲州本)

・ 承保三年本系統

(承↓承保三年奥書本・正↓伝正徹筆本)

・ 定家年号本は天福二年本に代表させる。

一見して、角倉切の独自の作者名表記が目立つが、例えば、615番の「平時光朝臣」などは、『後撰集』の時代から相当後世の人物であるために、明らかな誤写と見てよいが、606の「忠総朝臣」は、漢字表記の誤写であろう。616「小野小町」734「よみ人

しらす」1183「枇杷右大臣」の三例は、角倉切独自の作者名表記であり、現存諸本との比較からは、誤写と考えることができる。

ただし、作者名は誤写ではあるが、角倉切独自の誤写でない場合もある。665「左近」は、圧倒的に諸本「右近」であり、『大和物語』第八十一段にも「季繩少将のむすめ右近」として登場するが、角倉切と同様に、二荒山本や片仮名本は「左近」となっており、単なる誤写とは言い切れない。

また、788の「右大臣」は、藤原仲平の歌であるが、『尊卑文脈』に「左大臣正二位」と見えるほか、彼が右大臣を歴任した事実は見出せない。しかし、角倉切と同様「右大臣」と堀河本、雲州本に見える。

1129「敦忠朝臣」については、その本文を角倉切で示せば、

かはらにはらへしにいて、侍りけるにおほいまうちき
みもいてあひてはへりけるに

ちかはれしかものかはらにこまとめてしはしみつかへかけ
をたのみに

は、賀茂川に禊に来た「おほいまうちきみ(＝藤原時平)」に、誓いなさった賀茂川のほとりに馬を止めて、しばらくの間水を飲ませるのを頼りに、時平の姿を見ることを期待しているわけであるから、歌意から考えて、女性の歌でなければならぬ。

しかし、同じように、堀河本も「敦忠朝臣」をとっている。

1265「伊勢」は、『伊勢集』にも見えず、他出からも伊勢の歌であるということが、判明しないが、雲州本は同じく「伊勢」と記す。

また1370「少将」は藤原忠平のことであるが、史料からは少将の経歴は見出せていない。しかしこれも、角倉切だけでなく、承安三年本、慶長本、雲州本三本がとっていることを考えれば、そのような作者名表記の『後撰集』が存在していたことの、証明になる。

このような例の存在を考えた際、先の三例「小野小町」「よみ人しらす」「枇杷右大臣」も、確かに誤写の可能性は十分考えられるが、現存諸本の中に、一致するものがないだけで、そのような作者名で表記されていた『後撰集』の存在も否定はできないのである。

しかし、やはり十分整理されないままの作者名であるという印象はある。また、一致する諸本も定家本以前の平安朝の本文であることを考えれば、角倉切も平安朝の古い本文を有していると思われるが、その上でも尚、独自作者名の多さは、それらよりも遡るかなり早い成立段階の姿を留めている可能性もあるのである。

以上は、正確な作者名ではないものの角倉切独自ではない例を見てきた。次に、定家本と対立はするが、誤写ではない例を見たい。

820・1221の二例は「伊勢」と作者名が角倉切にあるが、定家本にはない。しかし、これらは誤写ではなく、例えば820番の場合、天福二年本で示すと、

返し 伊勢

819すみのえのめにちか、らはきしにゐてなみのかすをもよむへきものを

つらかりける人のもとにつかはしける

820こひてへんと思ふこゝろのわりなさはしにてもしれよわ

すれかたみに

返し 贈太政大臣

821もしもやとあひみんことをたのますはかくふるほとにま

つそけなまし

となつていて、一首前の歌が、伊勢であり、それに続いて書かれているため820の作者も伊勢であるということのだが、角倉切は、先の配列で確認したように820・821の順序が逆になっているため、改めて角倉切の書写者は作者名を書いたと思われる。

1221は、『伊勢集』にも見られる、伊勢の歌であり、定家本が作

者名を欠いているのは不明であるが、古本系統、承保三年本系統など非定家本は、角倉切同様作者名を書いている。

1106「兼輔卿」は、定家本では「兼輔朝臣」。定家本では、四位以上の公卿は「○○朝臣」と統一して作者名が書かれるのだが、角倉切の場合、同じ兼輔でも、1116の場合は「兼輔朝臣」となっていて、統一されていない。これは、角倉切独自の現象ではなく、定家本以前の『後撰集』本文を持つ古本系統などに見られる現象であり、まだ整理されていない角倉切がやはり古い『後撰集』の姿を伝えていることの根拠となるのである。

また、1281「藤原國忠」は、定家無年号B類本、定家年号本は揃って「藤原忠国」をとっているが、非定家本及び、定家無年号A類本は「藤原國忠」のほうをとっている。

「定家の父・藤原俊成による『古来風体抄』には、この歌の作者は「藤原國忠」を採用している。一方、定家による『定家八代抄』は、「藤原忠国」をとっている。定家も、初期の書写本である無年号A類本を書写した段階では、父・俊成と同じく、藤原國忠をとっていたが、おそらくは、B類本を書写する前に、「國忠」より「忠国」のほうがよいという、何らかの確証をもって訂正したと予想されるのであるが、このことから、平安朝には「藤原國忠」のほうが通行していたことがわかつて思うの

である。つまり、角倉切が古い本文を有していることがわかるのである。

さて、607「藤原助人」であるが、諸本によって、この作者名は相当な揺れがある。定家年号本や承保三年本系統では「藤原輔文」をとっている。一方、定家無年号A類本は、「藤原すけむと」「B類本は「藤原すけひと」、白河切では「ふちわらのすけふさ」堀川本、雲州本では「藤原すけもと」二荒山本では「ふちわらの輔仁」などとなっていて諸本によって大きく分かれている。これは、「すけもと（扶幹）」の誤りであると見る説もあるのだが、⁸『尊卑分脈』によれば、「歌人 後撰作者」として、「藤原助人」とある。ここでは、『尊卑文脈』の記事を信頼するならば、角倉切は、定家本などより、正しい作者名を伝えていると考えることができるのである。

以上、甚だ簡単ではあるが、作者名について見てきた。確かに、角倉切の作者名表記だけを見ているのであれば、整理されていない感もないではないが、非定家本と比較した際、角倉切の作者名は、決して単に整理されていないのではなく『後撰集』の成立段階において、早い段階の本文を有している可能性は十分に考えられると思われる。今後更に、ツレの断簡が出現すれば、その可能性は更に広がるものと考えられる。

四 角倉切本文の問題

さて、配列、作者名の点から、角倉切の特質を見てきたわけであるが、本文をもう少しだけ見ていきたい。

〔角倉切〕

元良親王しのひてすみ侍

ける女にいまこんといひ

てこすなりにければ又の

あしたつかはしける

(1032 詞書部分のみ)

〔定家本〕

元良のみこのみそかにす

み侍ける今こむとたのめ

てこすなりにければ

兵衛 兼茂朝臣女

ひとしれすまつにねられぬ有

明の月にさへこそあさむかれ

けれ

角倉切は詞書部分しか残らないが、定家本が「こすなりにければ」で終わっているのに対し、角倉切は「又のあしたつかはしける」と、更に詳しく詞書が書かれている。この部分は、承保三年本も定家本と同じくないが、古本系統の堀河本、雲州本、慶長本には同じように書かれている。定家本が簡潔にしたのに対し、古本系統はまだ整理されていない詞書の書かれ方であり、古本系統の特徴でもあるが、これに角倉切が一致するとい

うことは、角倉切が、古本系統に近い本文を持っているということの、ひとつの根拠と考えることができる。

〔角倉切〕

三条右大臣みまかりてあ

くるとしのはる大臣めし

あるへしとき、て前齋宮

宮みこにつかはしける

女の女御

1109 かくはかりとしきりもせぬ

たねもかなあれゆくやとに

うゑてみるへく

〔定家本〕

三條右大臣身まかりてあ

くる年の春大臣めしあり

とき、て齋宮にみこにつ

かはしける

むすめの女御

いかてかの年きりもせぬたね

も哉あれたるやとにうへて見

るへく

「かくはかり」は雲州本、慶長本に一致している。「あれゆくやとに」は雲州本に一致している。つまり、雲州本と同じ和歌本文なのであるが、角倉切と雲州本が一致することで、従来は雲州本のみであったこの和歌本文が、雲州本以外の本にもあったことを証明することとなり、この和歌本文で読んでいた人々も当時いたことを、更に強く裏付けることになるのである。定家本の場合は、何とかしてあのように年きりをしない種がほしいものである。荒れてしまった家に植えて眺めることができる

ように、となるが、角倉切の場合もこれほどまでに年きりをしない種がほしい。荒れてゆく家に植えてながめることができるように、となつて解釈上は問題はないといえる。

〔角倉切〕

戒善にふかき山にこもり
侍けるにこと法師にまう
てきてあめにふりこめら
れて

よみ人しらす

1133
いつれかをあめとさためん
やまふしのをつるなみたも
ふりもこそすれ

〔定家本〕

戒仙かふかき山てらにこ
もり侍りけるにこと法師
まうてきて雨にふりこめ
られて侍りける

よみ人しらす

いつれをか雨ともわかむ山ふ
しのおつる涙もふりもこそす
れ

「戒善」「山」は堀河本、承保三年本系統に一致しているが、二句目の「あめとさためん」は諸本いずれも「雨ともわかむ(ん)」となつている。角倉切の「あめとさためん」は独自本文である。しかし、解釈の点から考えた際、角倉切の場合でも、降っている雨と山伏の涙と、どちらを雨と定めたらよいのだからか、と山伏が激しい涙を流している様子を詠んでいて、解釈上には問題はなさそうである。誤写ではなく、このような本文

でこの歌を読んでいた人もいたとは考えられないだろうか。その可能性も十分にあると考えて、今後も注目すべき箇所であるうと考えられる。

〔角倉切〕

賀朝法師のめにかよひ侍
けるほとみつけられて
1163
身なくともひとにしられし
よの中にしられぬやまをし
るよしもかな

〔定家本〕

人のめにかよひけるみつ
けられて
賀朝法師
身なくとも人にしられし世中
にしられぬ山をしるよしも哉

この部分は、作者名表記の部分で触れるべき箇所ではあるが、定家本では作者名となつている「賀朝法師」が、角倉切では、詞書の主語になつている。しかし、この部分は、

賀朝法師の人のめにかよひ侍てみつけられて

(雲州本・慶長本)

賀朝法師人のめにかよひはへりてみつけられて

(承保三年本系統)

となつていて、定家本以外には見られる現象である。つまり、本来は詞書の主語として書かれていた「賀朝法師」を、勅撰和歌集によりふさわしい作者名の書き方として、定家によつて訂

正された箇所といえる。⁽⁹⁾このような部分からも、角倉切が、古い『後撰集』の本文を有していることはより確実になってくるのである。

〔角倉切〕

人のむこのいまこんとて
まかりにけるかひさしう
見え侍らさりけるかまた
ふみかよはす所ありと
き、てひさしうこさりけ
れはあとかたりのこころ
をとりにかくなんいひつ
かはしける 女の母

1250
いまこんといひしはかりを
いのちにてまつにけぬへし
さくさめのとし

角倉切の詞書で解釈すれば、婚がすぐにやってきましたよ、
といつてかえつていったのが、久しく訪れがなかつたところ、
別の場所（の女）に文を通わせているということで母親が読ん
だ歌、ということになる。

〔定家本〕

人のむこの今まうてこむ
といひてまかりにけるか
ふみをこする人ありと
き、てひさしうまうてこ
さりければあとうかたり
の心をとりてかくなむ申
めるといひつかはしける
女のは、

今こむといひし許をいのちに
てまつにけぬへしさくさめの
とし

一方、定家本の詞書で解釈すると、婚がすぐにやってきましたよ、といつてかえつていったのが、（女に）文を通わす人があるときいて久しく来なくなつてしまったので、母親が読んだ歌、と解釈できる。

角倉切では、男の浮気。定家本では、女の浮気、とまったく逆の立場になつてしまふのである。

和歌の解釈は、すぐにやつて来ようとななたが言った言葉だけをよりどころにして待っている間に消えてしまふことでしよう、さくさめのとじは、となる。待ち続ける女に代わつて母親が詠んだ歌である。母親が女の浮気の言い訳に詠んだ歌とは解釈できない。素直に考えれば、男の浮気に対して母親が娘に変わつて詠んだ歌と考えるほうが自然である。

定家本よりも、角倉切のほうが意味は通りやすいが、諸本はほとんどが、定家本と同様の詞書である。ではまつたく他の諸本に、角倉切と同様の解釈ができるものはないか、というと雲州本に次のようにある。

人のむこのいま、かりてこんといひてまかりにけるかひさしうまうてこさりけるにふみつかよはすとき、てあとかたりの心をとりていひつかはしける

とあつて、角倉切と同様、男の浮気と解釈できる詞書の書き方である。従来は雲州本一本がこのような詞書であつたため、定家本中心に女の浮気と解釈してきたわけであるが、もう一本角倉切が出てきたことによつて、今後は解釈の訂正も可能になつてきたといえる。今後更に注目すべき箇所の一つであることは間違ひなさそうである。

おわりに

甚だ大まかに、角倉切について見てきたわけであるが、角倉切は従来知られる非定家本の本文とはまた違う系統の本文を有しており、『後撰集』の本文研究において注目すべき資料として今後注目してゆくべき存在であるといえる。

細かく見てゆけば、本文上の問題となるところもないわけではないが、その他の諸本と常に照らし合わせながら、今後もあるツレの断簡の出現を待ち、検証してゆくべきであると考えらる。

角倉切の本文系統については現段階では、杉谷氏の言うように、古本系統の一本としておきたいと思う。

さて、最後に角倉切の書写年代に注目してみたい。角倉切

は、その書写年代を鎌倉時代の中期頃とされているが、これは現存諸本のほとんどがそれに属す、定家本の出現後に書写されているということである。

このことは、定家本が出現したからといつて、世間がごぞつて定家本に従つたわけではなく、その後も長く人々は様々な『後撰集』の本文を読んでいたことを意味しているといえる。

が、このことは、ひとり角倉切に限らず、同じ鎌倉時代の書写になる古筆切の中にも、「伝弘融筆後撰集切」「伝寂蓮筆後撰集切」「伝藤原為家筆後撰集切」「伝冷泉為尹筆後撰集切」「伝万里小路藤房筆道徳切」「伝津守国夏筆後撰集切」「伝二条為親筆後撰集切」「伝世尊寺行尹筆後撰集切」など、多くの切が、定家本とは異なる本文を持っていることから明らかといえよう。今後は、角倉切をはじめ、多くの切を集め、『後撰集』の本文研究に有効に使用してゆくべきであろうと考える。

(1) 杉谷寿郎氏『後撰和歌集諸本の研究』(昭和46年 笠間書房)に詳しい。

(2) 小松茂美氏『三玄社日本書道辞典』(昭和62年 三玄社)の久保木彰一氏による角倉切の解説による。

(3) 小松茂美氏『後撰和歌集 校本と研究 研究編』(昭和36

年 誠伸書房)には、様々な「後撰集」の古筆切の解説が載る。ただし、この段階で小松氏は、ツレである木曾切については一葉確認し、角倉切とは別に考えておられる。木曾切は定家本の一種と解説しておられる。

(4) 『日本古筆手鑑大成 第一巻 鳳凰臺』(昭和58年 角川書店)の杉谷寿郎氏の角倉切の解説による。

(5) 小松茂美氏『古筆学大成』第七巻(平成2年 講談社)による。

(6) 田中登氏「非定家本後撰集の古筆切」(『古筆切の国文学的研究』所収(平成9年 風間書房))による。

(7) 高城弘一氏「角倉切後撰集」本文拾遺(大東文化大学紀要三十三号 平成7年)および、「続」角倉切後撰集」本文拾遺(大東文化大学紀要三十四号 平成8年)の二本による。

(8) 新日本古典文学大系(平成二年 岩波書店)の作者名索引による片桐洋一氏の解説によると、定家本の作者名である「輔文」については、「尊卑分脈」などに該当者は見当たらない。底本に「一本輔臣」とあるが、堀河本・雲州本は「すけむと」、中院本・龟山天皇筆本に「すけむと」とあるので、「すけもと(扶幹)」の誤りとみたい。」とあ

る。

(9) 片桐洋一氏「後撰集の本性」(『国語国文』昭和31年)による。

〔付記〕本稿は、和歌文学会第九十一回関西例会(於住吉大社)における口頭発表に基づく。席上御教示を賜った諸氏に改めて御礼申し上げる。

(たていし だいき／本学大学院生)

〔付・角倉切一覧表〕

・歌番号は新編国歌大観番号による。

・所在略号は以下のとおり。大成↓『古筆学大成』第七巻・

書↓出光美術館藏品目録『書』・必携↓『古筆鑑定必携 古

筆切と極札』・目録↓思文閣墨蹟資料目録第三二五号・六勅

↓『古筆影印解説 六勅撰集編』・高城↓高城氏前掲論文・

新1↓『平成新修古筆資料集 第一集』・新2↓『平成新修

古筆資料集 第二集』

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号
15	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	11	11	11	11	10	10	10	巻
1109	1106	1066	1030	1001	934	924	906	896	853	821	799	795	788	785	733	731	662	614	606	歌番号
1110	1107	1067	1031	1002	936	925	907	897	854	820	800	796	789	786	734	732	664	615	607	
		1068	1032	1003	937	926	908	898	855	822	801			787	735		665	616	608	書写内容
				1004		909	924			823						666				
1110 上句まで	1106 詞書途中から1107 上句まで	1068 作者名まで	1032 詞書まで	1001 下句から1004 上句まで	937 詞書途中まで	924 和歌から909 詞書まで	906 作者名から924 詞書まで	896 作者名から898 上句まで	855 詞書途中まで	821 和歌から				785 の和歌から	733 和歌から735 詞書途中まで		662 和歌から666 詞書途中まで	614 下句から616 上句まで	608 詞書のみ	所在
大成	大成	大成	高城	高城	大成	大成	大成	大成	大成	六勅	目録	大成	必携	大成	大成	大成	書	大成	大成	

37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	番号			
19	19	19	19	19	18	18	18	18	17	17	17	16	16	16	16	15	巻			
1369	1356	1323	1307	1304	1278	1274	1263	1259	1220	1212	1208	1182	1160	1132	1128	1115	歌番号			
1370	1357	1324	1308	1305	1281	1275	1264	1260	1221	1213	1209	1183	1163	1133	1129	1116				
1371	1358	1325	1309		1282	1279	1265		1222		1210	1184	1164	1134	1130	1117	書写内容			
											1211		1165							
1369 和歌から	1326 下句から	1325 詞書途中まで	1307 下句から1309 詞書まで	1305 詞書まで	1278 下の句から	1274 和歌から	1265 上句まで		まで	1220 詞書途中から1222 詞書途中	1208 詞書途中から	まで	1182 詞書途中から1184 詞書途中	1160 下句から1165 作者名まで	1132 下句から1134 上句まで	1130 詞書まで	1115 詞書途中から1117 詞書まで			所在
大成	大成	高城	新1	大成	高城	大成	大成	大成	新2	六勅	六勅	大成	六勅	大成	大成	大成	高城			